

地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付要綱

平成 22 年 2 月 1 日
文 部 科 学 大 臣 決 定
平成 25 年 1 月 15 日改正
平成 28 年 10 月 13 日改正
令和 3 年 1 月 5 日改正
令和 3 年 12 月 20 日改正
令和 5 年 7 月 3 日改正
令和 8 年 4 月 3 日改正

(通則)

第 1 条 地域産学官連携科学技術振興事業費補助金（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 補助金は、次に掲げる取組みを通じて、大学等における研究成果の社会還元を推進するとともに、地域が主体的に行う持続的なイノベーション創出のためのシステムを整備することを目的とする。

- 一 大学等に対し、産学官連携のための大学等の機能強化、産学官共同研究の推進、地域における産学官のネットワークの形成、民間の事業化ノウハウ等の活用による事業育成支援と研究開発支援の一体的推進による事業化の推進、スタートアップと企業の協業等による次世代オープンイノベーションの促進、産学官が一体となり、革新的課題の研究開発や研究開発の成果の実証等に取り組む拠点の設備の整備等に要する経費を補助する。
- 二 国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、本号において「機構」という。）に対し、国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成 14 年法律第 158 号。以下、本号において「機構法」という。）第 23 条第 1 号、第 3 号、第 11 号（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 34 条の 6 第 1 項の規定による出資に伴う人的及び技術的援助を行うことに限る。以下、本号において同じ。）及び第 12 号（機構法第 23 条第 1 号、第 3 号及び第 11 号の業務に附帯する業務を行うことに限る。）に基づき機構が行う業務に要する経費を補助する。
- 三 独立行政法人日本学術振興会（以下、本号において「振興会」という。）に対し、独立行政法人日本学術振興会法（平成 14 年法律第 159 号。以下、本号において「振興会

法」という。)第15条第1号(振興会法第19条第1項に規定する学術研究助成業務を除く。)及び第9号(振興会法第15条第1号の業務に附帯する業務を行うことに限る。)に基づき振興会が行う業務に要する経費を補助する。

(交付の対象)

第3条 文部科学大臣(以下「大臣」という。)は、前条の目的を達成するために行う事業(以下「補助事業」という。)を実施するもの(以下「補助事業者」という。)に対し、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(法令等の遵守)

第4条 補助事業者は、補助事業の遂行に当たり、適正化法、施行令、本要綱等、関係する法令等の規定を遵守しなければならない。

(補助事業者の責務)

第5条 補助事業者は、補助金が国民から徴収された税金等でまかなわれるものであることに留意し、法令の規定及び補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとするときは、別に定める期日までに、補助金交付申請書(様式1)を大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたものについて、交付の決定を行い、補助金の交付を受けようとする者に交付決定通知書(様式2)をもって通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたもの

については、審査の上、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

- 3 大臣は、第1項の交付の決定に際して、必要な条件を附することができる。
- 4 交付の申請が文部科学省に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の通知を受けた者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の取下げをしようとするときは、当該通知の日から起算して15日以内に交付申請取下げ届出書(様式3)を大臣に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(補助事業の変更)

第10条 補助事業者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式4)を大臣に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助事業の目的を変えないで、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

- 一 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合
 - 二 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の費目の額を、交付決定額の総額の30%以内で増減する場合
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに中止(廃止)承認申請書(様式5)を大臣に提出し、その承認を得なければならない。

(事業遅延の届出)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届(様式6)を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第 13 条 大臣は必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の進行状況及び経費の支出状況について報告を求め、又はその状況を調査することができる。補助事業者は、大臣の要求があったときは、速やかに実施状況報告書（様式 7）を大臣に提出しなければならない。

（実績報告書）

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了若しくは廃止の承認があった場合には、補助事業が完了若しくは廃止の承認があった日から 1 か月を経過した日又はその翌会計年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式 8）を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の 4 月 30 日までに、前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 前 2 項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 4 第 2 項に規定する実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。
- 5 補助事業者は、第 1 項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第 15 条 大臣は、前条の規定による補助事業の完了若しくは廃止に係る実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 10 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、実際に補助事業に要した経費のうち補助金交付の対象となる経費の額又は補助金の交付決定額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額を交付すべき補助金の額として確定し、補助事業者に確定通知書（様式 9-1 又は 9-2）をもって通知するものとする。
- 2 大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
 - 3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付

がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式 10)を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前条第 4 項の規定は、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合において準用する。

(交付決定の取消等)

第 17 条 大臣は、第 11 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第 7 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定により第 6 条の交付の決定の取り消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還については、前条第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第 18 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第 19 条 取得財産等のうち施行令第 13 条第 4 号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が 1 個又は 1 組 50 万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分申請書（様式第 11）を大臣に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

4 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

（補助金の経理）

第 20 条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

（報告の公表）

第 21 条 大臣は、第 13 条、第 14 条第 1 項の報告の全部又は一部を公表することができる。

（電磁的方法による提出）

第 22 条 補助金の交付を申請しようとする者又は補助事業者は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電磁的方法による通知等）

第 23 条 大臣は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく通知、承認、指示又は命令（以下、本条において「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により行うことができる。この場合、大臣は補助事業者に到達確認を行うものとする。

（その他）

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 25 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 28 年 10 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 3 年 1 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 3 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 5 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 8 年 4 月 3 日から施行する。

様式 1 (第 6 条第 1 項関係)

文 書 番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

住 所
機関名
職 名
氏 名

年度地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付申請書

地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、上記補助金の交付につき、下記のとおり申請します。

1. 補助事業の名称
2. 事業計画
別紙のとおり
3. その他

【責任者及び担当者】

部 署 名 :

氏 名 :

電話番号 :

※その他必要な事項を追加することができる。

(別紙)

事業計画書

I. 補助事業の内容

1. 補助事業の名称

2. 機関名

3. 補助事業の目的

4. 本年度の事業の目標及び方法

II. 補助事業の計画

1. 補助事業期間

- ・ 補助事業の着手（予定）日 年 月 日
- ・ 補助事業の完了（予定）日 年 月 日

2. 実施体制

3. 実施場所（主たる場所を記載）

4. 担当者

- ・ 事業担当者
- ・ 経理担当者

Ⅲ. 補助金の経費の区分

1 総括表

(単位:円)

費 目	補 助 金 額	備 考
設 備 備 品 費		
人 件 費		
事 業 実 施 費		
合 計		

2 支出内訳書

(1) 設備備品費

(単位:円)

費 目	数 量	金 額	備 考
設備備品費			
計			

(2) 人件費

種 別	数 量	金 額	備 考
事業担当職員			
補助者			
計			

(3) 事業実施費

種 別	数 量	金 額	備 考
消耗品費			
国内旅費			
外国旅費			
・			
・			
・			
・			
計			

様式 2（第 7 条第 1 項関係）

文 書 番 号
年 月 日

殿

文部科学大臣

年度地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け文書番号で申請のあった標記の補助金については、地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金の交付決定額
3. 補助金の交付の対象となる事業は、申請のあった 年度地域産学官連携科学技術振興事業費補助事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
4. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）並びに地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付要綱（平成 22 年 2 月 1 日文部科学大臣決定）及び地域産学官連携科学技術振興事業費補助金取扱要領（平成 22 年 2 月 1 日科学技術・学術政策局長、研究振興局長決定）に従わなければならない。
5. 補助条件は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。（特に条件を附す場合のみ記載）
6. その他

【本件担当】

局 課 名 :

係 名 :

電話番号 :

※その他必要な事項を追加することができる。

様式3（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

住 所
機関名
職 名
氏 名

年度地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け文書番号をもって交付決定通知のありました 年度地域産学官連携科学技術振興事業費補助金について、交付の申請を取り下げたいので、地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 取下げの理由
3. その他

【責任者及び担当者】

部 署 名 :

氏 名 :

電話番号 :

※その他必要な事項を追加することができる。

様式 4（第 10 条第 1 項関係）

文 書 番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

住 所
機関名
職 名
氏 名

年度地域産学官連携科学技術振興事業費補助金経費配分（事業内容）変更承認申請書

年 月 日付け文書番号をもって交付決定通知のありました 年度地域産学官連携科学技術振興事業費補助金について、経費配分（事業内容）を変更したいので、地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 変更の内容
 - ①変更前
 - ②変更後
3. 変更を必要とする理由
4. 変更が補助事業に及ぼす影響
5. その他

【責任者及び担当者】

部署名：

氏 名：

電話番号：

※その他必要な事項を追加することができる。

様式 5（第 11 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

住 所
機関名
職 名
氏 名

年度地域産学官連携科学技術振興事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け文書番号をもって交付決定通知のありました 年度地域産学官連携科学技術振興事業費補助金について、事業を中止（廃止）したいので、地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金支出状況等
 - (1) 交付決定額
 - (2) 支出済額（利息額含む）
 - (3) 未支出額（返還金額）
3. 事業中止（廃止）の年月日及びその理由
4. 事業中止（廃止）の後に講ずる措置
5. その他

【責任者及び担当者】

部 署 名 :

氏 名 :

電話番号 :

※その他必要な事項を追加することができる。

様式 6 (第 12 条関係)

文 書 番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

住 所
機関名
職 名
氏 名

年度地域産学官連携科学技術振興事業費補助金事業遅延届

年 月 日付け文書番号をもって交付決定通知のありました 年度地域産学官連携科学技術振興事業費補助金について、事業の遅延が見込まれるので、地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の内容及び進捗状況（経費の支出状況含む）
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

【責任者及び担当者】

部 署 名 :

氏 名 :

電話番号 :

※その他必要な事項を追加することができる。

様式 7 (第 13 条関係)

文 書 番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

住 所
機関名
職 名
氏 名

年度地域産学官連携科学技術振興事業費補助金実施状況報告書

年 月 日付け文書番号をもって交付決定通知のありました 年度地域産学官連携科学技術振興事業費補助金につき、その実施状況について、地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 現在までの事業実績
3. 現在までの経費の支出状況

費目	補助事業費 (A)	補助事業費 の支出額 (B)	進行率 (%) (B) / (A)	補助金の概算 交付済額	補助金の 支出額	備考
合計						

4. その他

【責任者及び担当者】

部 署 名 :

氏 名 :

電話番号 :

※その他必要な事項を追加することができる。

様式 8 (第 14 条第 1 項関係)

文 書 番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

住 所
機関名
職 名
氏 名

年度地域産学官連携科学技術振興事業費補助金実績報告書

年 月 日付け文書番号をもって交付決定通知のありました 年度地域産学官連携科学技術振興事業費補助金について、事業が完了（補助金の交付決定に係る国の会計年度が終了）しましたので、地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の実績
別紙（イ～ハ）のとおり
3. その他

【責任者及び担当者】

部署名：

氏 名：

電話番号：

※その他必要な事項を追加することができる。

別紙ロ

(1) 収入

補助金による収入	その他の収入	合 計

(2) 支出

項 目	交付決定額	支出実績額	補助金充当額	備 考
設 備 備 品 費				
人 件 費				
事 業 実 施 費				
(消耗品費) (国内旅費) (外国旅費) ・ ・ ・				
合 計				

取得財産等一覧表

1. 補助事業において取得した資産

(単位：円)

財産の名称	仕様	数量	単価	取得等価格	取得等年月日	設置場所 (住所)	備考

※補助事業において取得した資産について、補助事業者において管理する資産の単位毎に記載すること。ただし、取得価格が50万円以上の資産についてはすべて記載すること。

※交付要綱第19条第1項の財産処分の制限に該当するものは備考欄に「※」を付すこと。

2. 補助事業において効用の増加がなされた資産

(単位：円)

財産の名称	仕様	数量	財産の額		設置場所 (住所)	備考
			増加前	増加後		

※交付要綱第19条第1項の財産処分の制限に該当する効用の増加がなされた資産について、実施機関において管理する資産の単位毎に記載すること。

※交付要綱第19条第1項の財産処分の制限に該当するものは備考欄に「※」を付すこと。

文 書 番 号
年 月 日

殿

文部科学大臣

年度地域産学官連携科学技術振興事業費補助金確定通知書

年度地域産学官連携科学技術振興事業費補助金については、地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、下記のとおり額を確定したので、通知します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金の交付決定額
3. 補助金の額の確定額
4. その他

【本件担当】

局 課 名 :

係 名 :

電話番号 :

※その他必要な事項を追加することができる。

殿

文部科学大臣

年度地域産学官連携科学技術振興事業費補助金確定通知書

年度地域産学官連携科学技術振興事業費補助金については、地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり額を確定したので、通知します。

なお、既に交付した補助金の額が確定した額を超えるので、地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付要綱第15条第3項に基づき、下記のとおり別途歳入徴収官文部科学省大臣官房会計課長より送付する納入告知書により返還してください。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金の交付決定額
3. 補助金の額の確定額
4. 返還すべき補助金の額
5. 返還期限
納入告知書に記載された期限
6. その他

【本件担当】

局 課 名 :

係 名 :

電話番号 :

※その他必要な事項を追加することができる。

文 書 番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

機関名
職 名
氏 名

年度地域産学官連携科学技術振興事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日付け文書番号をもって確定通知のありました 年度地域産学官連携科学技術振興事業費補助金について、消費税等仕入控除税額が確定しましたので、地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る
消費税及び地方消費税の仕入控除税額
3. 補助金返還相当額
※別紙として、返還額に係る積算の内訳を添付すること。
4. その他

【責任者及び担当者】

部 署 名 :

氏 名 :

電話番号 :

※その他必要な事項を追加することができる。

文 書 番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

機関名
職 名
氏 名

年度地域産学官連携科学技術振興事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日付け文書番号をもって確定通知のありました 年度地域産学官連携科学技術振興事業費補助金について、消費税等仕入控除税額が確定しましたので、地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る
消費税及び地方消費税の仕入控除税額
3. 補助金返還相当額
※別紙として、返還額に係る積算の内訳を添付すること。
4. その他

【責任者及び担当者】

部 署 名：
氏 名：
電話番号：

※その他必要な事項を追加することができる。

様式 11（第 19 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

機関名
職 名
氏 名

地域産学官連携科学技術振興事業費補助金により取得した△△△△に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
第 22 条に基づき（* 1）、次のとおりの処分について承認を求めます。

- * 1 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第 7 条第 3 項の規定により付した条件に基づき、」
と記載すること。

【責任者及び担当者】

部 署 名 :

氏 名 :

電話番号 :

※その他必要な事項を追加することができる。

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 担保に供する
 処 分 (抵当権の設定))

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名	④所在地			
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る 建物延面積	⑧建物延面積 の全体	⑨定員		
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)		⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助 年度	⑭処分制限 期間	⑮経過年数
円		円	円	年度	年	年
⑯処分の内容					⑰処分予定年月日	
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合)						
円						

3 経緯及び処分の理由

4 承認条件としての納付金 (有 無)

・ →無の場合 (承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)

2 地方公共団体以外の者 (1)→ (① ②ア ②イ ②ウ ②エ ③)

5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面（国庫補助対象部分、面積を明記したもの）、仕様書及び写真等
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・補助事業者等の財務諸表及び抵当権設定後の返済計画（担保に供する処分の場合）
- ・その他参考となる資料